税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	事業税	2　電気供給業、ガス供給業及び保険業 収入金額	②　その他の法人 所得割 年400万円以下　100分の2.7 年400万円超800万円以下　100分の4.0 年800万円超　100分の5.3 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得　100分の5.3 2　電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人 収入割　100分の0.7 制限税率　標準税率の1.2倍
			個人 所得（事業主控除及び事業専従者控除後の所得） 事業主控除　年290万円	個人 標準税率 1　第一種事業を行う個人　100分の5 2　第二種事業を行う個人　100分の4 3　第三種事業（4に掲げるものを除く。）を行う個人　100分の5 4　第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人　100分の3 制限税率　標準税率の1.1倍
		地方消費税	1　譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額 2　貨物割 課税貨物に係る消費税額	1　譲渡割 一定税率　100分の25 2　貨物割 一定税率　100分の25
		不動産取得税	取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年1月1日から平成24年3月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍（200㎡限度）の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。	標準税率　100分の4 ただし、平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の3

税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	道たばこ税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき1,504円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき　716円
		ゴルフ場利用税	利用日数	標準税率 1人1日につき　800円 制限税率 1人1日につき1,200円
		自動車取得税	自動車の取得価額	一定税率 営業用自動車及び軽自動車　100分の3 上記以外の自動車　100分の5
		軽油引取税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 1キロリットルにつき　32,100円
		自動車税	自動車の台数	標準税率 1　乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 総排気量　税額（年額） 1リットル以下　7,500円 1リットル超 1.5リットル以下　8,500円 1.5リットル超 2リットル以下　9,500円 2リットル超 2.5リットル以下　13,800円 2.5リットル超 3リットル以下　15,700円 3リットル超 3.5リットル以下　17,900円 3.5リットル超 4リットル以下　20,500円 4リットル超 4.5リットル以下　23,600円 4.5リットル超 6リットル以下　27,200円 6リットル超　40,700円 自家用 総排気量　税額（年額） 1リットル以下　29,500円 1リットル超 1.5リットル以下　34,500円 1.5リットル超 2リットル以下　39,500円 2リットル超 2.5リットル以下　45,000円 2.5リットル超 3リットル以下　51,000円 3リットル超 3.5リットル以下　58,000円 3.5リットル超 4リットル以下　66,500円